製品の販売・納入に関する一般条項

1．適用と有効性

1．1　本一般条項は，特定の注文に伴い，請求書を発行するノボザイムズ社（以下「ノボザイムズ」という）と，注文をする顧客（以下「顧客」という）の契約を構成する。

1．2　書面により明示的に提示されノボザイムズ社により受諾されたものでない限り，オファー、注文書，購入条件その他に記載された顧客に対する特定または一般的な条件は，以下の条項の例外とされるものではなく，顧客とノボザイムズ間で書面による別段の合意がない限り，本一般条項は，本一般条項に含まれる事項は両当事者間で完全で合意したものとみなされる。

2．注文

2．1　注文は，製品名，数量，単価，購入総額，出荷の指示，希望配送時期，請求宛先，配送先住所およびその他の特別な指示を示すものでなければならない。すべての注文は，ノボザイムズが受諾することを条件とする。

3．価格

3．1　価格は，該当する消費税，同種の売上税，その他の税金を除外したものとする。別段の定めがなければ，価格は合意されたもの［原文は“インコタームズ 2020”だが，日本の商習慣に合わないため。→この部分は発行時に削除のこと］に従い支払う。

3．2　ノボザイムズは，価格を変更する権利を保持する。確定後の注文書の価格は変更されない。

4．支払条件

4．1　ノボザイムズと顧客との間で別段の合意がなければ，ノボザイムズは注文明細書において表示された製品の引渡日までに，請求金額の支払日を記載した請求書を顧客に対して発行する。

4．2　請求書に記載された支払期日までにノボザイムズが支払を受けていない場合，ノボザイムズは，支払を受けるまで，目的物の追加引渡を留保する権利を有する。この場合，ノボザイムズは，その裁量で，支払条件を変更することができる。

4．3　明示的な指定がない限り，支払は，顧客の銀行口座から，ノボザイムズの銀行口座に対する銀行送金によってなされるものとする。支払い遅延の場合顧客は，請求書に記載された支払金額につき支払期日からノボザイムズが実際に支払を受けた日まで XX パーセント［発行時に（消費者契約法９条に基づく）年１４．６パーセントを上限として決定のこと→またこの部分は発行時に削除のこと］の遅延損害金を支払わなければならない。

4．4　顧客は顧客が支払わなかったことに起因し当該未払金の回収のために生じたノボザイムズが負担した合理的な弁護士費用を含むあらゆる費用，出費をノボザイムズに支払うものとする。

5．引渡

5．1　引渡日は，顧客からの注文の受領をもってノボザイムズが決定する。確定後の注文書に記載のない限り、ノボザイムズによる引渡日時は予定日時である。

5．2　書面による特段の合意がない限り，製品の引渡は，ノボザイムズの倉庫渡［原文には“インコタームズ 2020”の言及があるが，日本の商習慣に合わないため。→この部分は発行時に削除のこと］とする。特別な指示のない場合には，ノボザイムズは運送業者を選び，顧客の指定した単一の場所に発送する。ノボザイムズは，製品を一度に発送することも，複数回に分けて発送することもでき，請求書をそれぞれの発送ごとに発行することができる。

5．3　製品の引渡は，顧客がノボザイムズの与信管理要件を満たしていることが前提とされる。すでに生じている顧客が支払うべき金額の全部又は一部の支払もしくは将来の注文の先払いを含む，ノボザイムズが適切と判断する顧客の支払能力に関する保証を受け取るまでの間，いつでもノボザイムズは通知をすることなく，顧客に対して責任を負うことなく，履行もしくは引渡の延期や遅滞ができる。また，交換品は不適合品の注文が遅延したものとはみなされない。

5．4　製品に関する損失のリスクは，合意された条件［原文は“インコタームズ 2020”だが，日本の商習慣に合わないため。→この部分は発行時に削除のこと］に従って顧客に移転する。所有権は購入価格の完全な支払によってのみ顧客に移転される。

6．検査，受領と適合に関する義務

6．1　顧客は，製品の受領後直ちに，可視的な瑕疵もしくは該当する注文書や製品の仕様書との不適合部分がないかを確認するため，製品の検査をしなければならない。製品に瑕疵がある場合，該当する注文書及び/または製品仕様書との不適合がある場合には，顧客はノボザイムズに対し書面による通知を以って，不適合な出荷部分の受領を拒絶することができる。この通知は，当該出荷部分が注文書及び/または製品仕様書に適合していない態様を特定できるものでなければならない。

6．2　顧客は，製品仕様書との不適合を発見次第直ちに，通知をしなければならない。可視的な瑕疵および注文書との不適合があった場合，顧客が当該出荷を受領してから 5 日以内にノボザイムズに対して通知を行わなければならない。この通知がなされなかった場合，顧客はその出荷を容認したものとみなされる。顧客はノボザイムズに対して，製品を検査するための，及び/または不適合な製品のサンプルを検査するための，合理的な機会を与えなければならない。

6．3　製品に瑕疵があることや，製品が注文書及び/または製品仕様書に適合しないことが発見された場合，ノボザイムズは，顧客に対して追加的な経費負担をさせることなく当該製品を交換するための

商取引上合理的な努力をする。これが本一般条項に基づく受領拒否製品に対する，顧客にとって唯一の救済となる。

7．使用

7．1　顧客は，製品取扱い，作業環境，製品関連文書並びに（安全性と作業環境条件等を含むすべての）公的機関への許認可要件，関係法令，規則等についての責任を含む，製品の具体的な用途について全責任を負うことを認める。顧客は，ある一定の用途における酵素及び/又は微生物製品の使用が，ある国においては具体的な承認を要すること，及び製品に関するそのような承認を得るための責務は顧客のみが負うことを認める。さらに，顧客は，製品の使用が特許権や第三者の権利を侵害しないようにする全責任を負う。また，ノボザイムズはこれに関連する一切の責任を負わないものとする。

7．2　顧客には製品の化学組成および構造に対するいかなる分析も許可されておらず、また顧客は、製品のリバースエンジニアリングや複製を行わないものとする。

7．3　顧客は該当する製品仕様書の目的に従い製品を使用するものとする。

8．限定保証

8．1　ノボザイムズは，以下のことを保証し，表明する；（ⅰ）ノボザイムズは，製品の所有権を有していること；（ⅱ）製品は，第三者の担保権の設定や法的制限を受けていないこと；（ⅲ）ノボザイムズから顧客への配送時において製品は，販売時有効であった製品データシートに含まれる該当製品仕様書に適合すること（製品データシートは随時変更される可能性がある）；及び（ⅳ）販売された状態の酵素及び/又は微生物製品，並びに酵素及び/又は微生物製品の生産は第三者の特許権を侵害しないこと。

8．2　本保証は，顧客によって受領された製品のうちノボザイムズによって実際に出荷された時点と同一の未開梱製品にのみ適用される。故意もしくは事故に関わらず，製品の品質と特性に直接的な影響を与えるいかなる破損，漏出，細分がなされた場合，並びに，製品に関するノボザイムズによる保管や取扱い指示と異なる保管や取扱いがなされた場合，当該製品については本保証を適用しない。

8．3　前述の保証は，ノボザイムズが認める唯一の保証であり，商品性，特定目的及び使用の適合性，製品の使用に起因して第三者の知的財産権を侵害していないことについての保証，さらには，取引過程，履行，商習慣から法令により生じる保証を含む，明示，黙示の他の全ての保証にかわり表明されるものである。ノボザイムズは，顧客や，それ以外の誰に対しても，ノボザイムズを代理して，製品に関するいかなる保証を行なうことも認めない。顧客やそれ以外の者が行ったいかなる保証や発言も，ノボザイムズを拘束しない。

9．責任と補償の限定

9．1　ノボザイムズは，第 8 項の限定保証違反，及び当該製品が意図された使用法と関連する安全に関する文書に従って使用された製品の瑕疵により直接法的責任が発生したことが確立される、適用が義務付けられている法規条項に基づく製造物責任の請求から顧客を補償し，かつ免責するものとする。

9．2　本一般条項に基づく，もしくはノボザイムズによって販売された製品に関する顧客の申立ては，その申立ての原因が発生してから 12 ヶ月以内に始められなければならない。本一般条項に記載された保証に基づくノボザイムズの義務の不履行責任，本一般条項もしくはそれに基づき供給された製品に関連するその他の法的責任は，争点となっている提供された製品の過去 6 ヶ月間の購入価格を上限とする。

9．3　これと異なる定めに関わらず，契約，不法行為（過失責任や厳格責任を含む），及びその他に基づくものかに関わらず，いかなる利益の損失，本契約，あらゆる製品又はその他から発生した，期待された費用軽減が実現されなかったことを含む，いかなる特別，間接的，懲罰的，二次的，及び間接損害又は損失，第三者から顧客に対するいかなる請求，及びその他のいかなる種類の商業的又は経済的損失について，そのような損失又は損害の存在の可能性が指摘されているとしても，いかなる状況下において，ノボザイムズは，責任を負わない。

9．4　上記の限定保証及び免責事項によって特記されている場合を除き，顧客は，本一般条項に基づく製品の注文に関連して第三者がノボザイムズに対して提起した訴訟あるいは法的手続きへの防禦，上訴及び和解に係る全ての妥当な弁護士報酬，費用及び経費並びに第三者によりノボザイムズに課される，ノボザイムズが負担あるいはノボザイムズに請求される可能性のある上記法的手続に関する調査費用全てを含む，あらゆる種類または性質の責任，義務，損失，損害，報酬，過料，罰金，訴訟，請求，判決，和解，手続，費用，経費及び立替金からノボザイムズを免責し，ノボザイムズに生じた損害を賠償する。

10．（権利の）譲渡

10．1
ノボザイムズは，必要または好ましいとノボザイムズがみなしたときは，常に本一般条項に基づくその権利の（全部もしくは一部を）譲渡するあるいは本契約に基づく作業やサービスを外注する権利を有する。

10．2
顧客は，事前の書面によるノボザイムズの承諾がない限り，本契約に基づくその債務やそれに掛かる利息の譲渡をすることはできない。上記譲渡がなされた場合においても，顧客は譲受人の債務不履行および／または本一般条項の違反に対して直接ノボザイムズに対して責任を負うことを認識し，同意する。

11．知的財産権

11．1

本一般条項に基づく製品の販売によっては，顧客あるいはその他の者に対し，製品に関する特許，特許出願，商標を含む知的財産権に係るいかなる権利，ライセンス，その他の権益も移転しない。しかし，ノボザイムズから顧客に別段の通知があった場合を除き，顧客は，ノボザイムズが所有し管理する知的財産権に対して，製品文書に記載されている目的でノボザイムズから購入された製品を使用する暗示的なライセンスを有する。

１２．不可抗力

１２．１

ノボザイムズが受諾したあらゆる製品の製造又は販売の注文に関する配送の不履行又は損害について，それが火事，ストライキ，労働問題，停電，原材料の調達不能，戦争，輸送手段の欠如又は輸送の不能、ノボザイムズのサプライヤーや請負業者が供給する物品の配送遅延や欠陥、天変地異，政府機関による規制，顧客の不正確な，遅延した，あるいは不完全な情報など，ノボザイムズによる合理的制御を超えた原因又は状況に基づく場合，ノボザイムズは顧客に対して責任を負わない。

１２．２

さらに，上記事由が発生した場合，本一般条項に基づくノボザイムズの履行期間は，遅延期間以上延長できる。このような状況が発生した場合には，ノボザイムズは独自の裁量においてその生産と出荷を各顧客に割り当てることができる。

１３．準拠法 -及び裁判管轄

１３．１

本一般条項は，ノボザイムズの販売事業者の国の法令に従って解釈される。国際物品売買契約に関する国連条約（ＣＩＳＧ）（いわゆるウィーン条約）は，適用されない。本一般条項は、英語版が優先する。本一般条項に基づく製品の販売や本一般条項の適用，解釈に関するあらゆる紛争は，ノボザイムズの販売事業者の国の ICC 仲裁に服する。

2022 © Novozymes A/S